

●香川県告示第155号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、丸亀加入区について、平成21年香川県告示第150号による保険に付すべき義務は、平成25年3月23日限り消滅したので、告示する。

平成25年3月26日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫